

開示決定等の期限の延長について（通知）

野村 一也 様

警察庁長官



平成28年2月19日付けで開示請求のあった下記の行政文書については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第10条第2項の規定に基づき、当該行政文書の開示決定等の期限を延長しますので通知します。

記

1 開示請求のあった行政文書の名称

警察情報管理システムに入力された事故データのうち、事故登録票の入力項目「⑭事故内容」中の被害程度欄の内訳（小、中、大（軽い）、大（重い））が分かるもの

2 延長後の期限

平成28年4月19日（火）

3 延長の理由

開示請求のあった行政文書は電子計算機上での情報処理の用に供されるものであり、開示・不開示の審査を行うためには膨大なデータの処理を要することから、法第10条第1項に定める期間内に開示決定を行うことができないため。

4 連絡先

この通知に関しまして、ご不明な点等がございましたら、下記事務担当までお問い合わせください。

- ・住所 〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館
- ・担当係 警察庁長官官房総務課情報公関係 ・電話番号 03(3581)0141 内線2188
- ・担当者名 水口